

ともえ No. 77

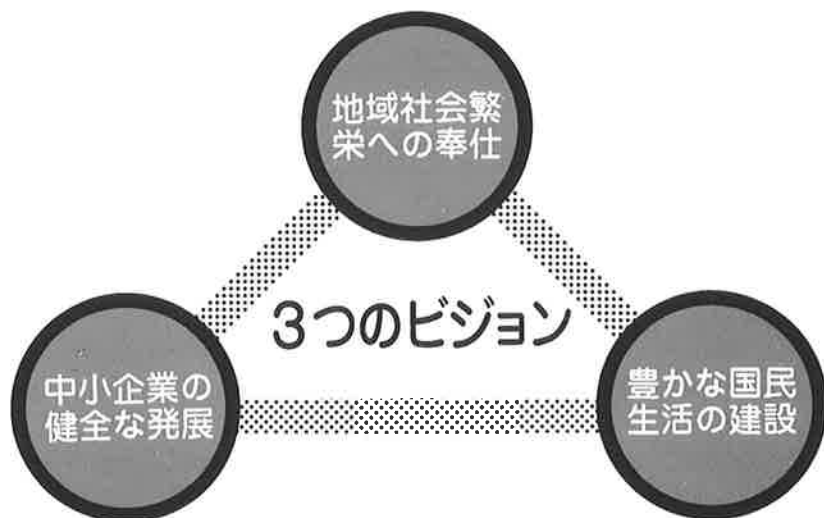


'88 青函博 みんなの力で成功させよう!



■ 函館商工会議所報 ■
1987 7月号

行動する
はつらつたる
商工会議所



はこしんは豊かな暮らしと
確かな未来の実現に
お手伝いいたします。



本部 函館市豊川町7番19号 TEL22-1241代

本店	函館市豊川町15番20号	TEL 22-1247代	亀田支店	函館市亀田本町56番4号	TEL 42-3820代
松風町支店	函館市松風町11番15号	TEL 23-6221代	中道支店	函館市中道1丁目24番12号	TEL 51-1711代
ばんだい支店	函館市宮前町14番15号	TEL 41-6236代	上磯支店	上磯郡上磯町飯生2丁目4番24号	TEL 73-2151代
五稜郭支店	函館市本町30番24号	TEL 52-0511代	えさん支店	亀田郡恵山町字中浜115番の4	TEL 84-2111代
弁天支店	函館市弁天町13番11号	TEL 26-3646代	七飯支店	亀田郡七飯町字本町392番8	TEL 65-2501代
千代台支店	函館市千代台町12番22号	TEL 51-5238代	木古内支店	上磯郡木古内町字本町53番1	TEL 木古内 2-3121代
湯川支店	函館市湯川町2丁目18番7号	TEL 57-1492代	知内支店	上磯郡知内町字重内13番地の11	TEL 知内 5-5611代
花園支店	函館市日吉町1丁目27番3号	TEL 53-5521代			

・ともしえ・77号目次・

視	点	1
会議所の動き		2
地域の景気		6
調査レポート		8
アドバイスコナー		10
寄稿文		12
Q & A		14
青函博コナー		16
テイータイム		18
ご案内		20



● 視 点

昭和六十二年も後半に入り「まつり」の季節を迎えました。今年には特に青函博という大イベントを明年にひかえ、それぞれ趣向をこらした催事が開催されることでしょうか。地域の景気の動向も三月より五月、五月より七月と進むにつれ見通しが明るくなってきています。厳しい環境におかれている構造不況業種は、なお大変であることに変わりはありませんが、総じて活気が見えてきていると、いいと思います。

ところで青函博開催一年前を記念して、去る七月八日レツツ・ジョイン青函博が元町公園で開催されました。ここでは出展を決定された四企業との出展契約の調印式が行われるとともに、近隣の町村の太鼓や踊りなども加わり、賑やかな夕べの一時となりました。その際、実行委員長の木戸浦市長より、現在出展を予定されている企業は、決定している四企業を含め三十六社あり、いづれ近いうちに全体を発表できることになろうという報告もなされました。秋頃には個々の出展の内容もきまり全体のイメージもはっきりし、「新たな交流と発展・北の飛躍をめざして」という青函博の主題に基づき、日本で初めての単一巨大パビリオンの建設が開始されることになることでしょうか。

現在前売入場券の購入方を事務局で広くお願いしていますが、この売上金は会場設営などのための貴重な資金でもありますので、三十六企業の出展内定というこの機会に、ぜひより一層のご協力の程をお願いしたいものと考えます。

会 議 所 の 動 き

61年度収支決算 二億八千八百万円承認

第4回通常 議員総会

本商工会議所第四回通常議員総会は去る六月二十三日日本所で開かれ、議員七十五名が出席（委任状提出者二十九名）、昭和六十一年度事業報告並びに同収支決算報告を審議し、いずれも原案通り承認されました。

議事に先立ち、川田会頭から当市経済は誠に厳しい環境下にあるが、明年開催の青函博を成功させ、



青函トンネル開通後の新たな経済圏形成を目指して今後、推進して行かねばならない多くの課題に触れ、改めて経済界のより一層の結束を促す旨の挨拶がありました。次いで議事に入り、部会、委員会活動等の報告の後、前記議案を審議しましたが概要は次の通りです。

◎昭和六十一年度事業報告

本年度は民間主導型で第三セクター方式による事業として、函館ソフトウェア専門学院の開校等、将来にとって欠くことの出来ない幾つかの事業を推進するなど行動する会議所としての役割が増大した年であったと報告されました。

◎昭和六十一年度収支決算報告

会費収入等の減収によって予算額二億九千二百五十八万七千円に対し、決算額は二億八千七百九十三万一千円と四百六十五万六千円の減額となりました。

日商・道商連 正副会頭懇談会開催

日商正副会頭と北海道ブロック商工会議所会頭との懇談会は、去る六月十七日小樽市で開催され、日商側は横浜、名古屋、神戸の各会頭が出席、北海道側からは本所川田会頭（道商連副会頭）ら六十人が参加、日商に対し北海道の当面する緊急課題について要望しました。

川田会頭からは、本道にとつては産業構造の高度化、就業機会の拡大等を通じて活力ある安定した地域社会を形成することが大きな課題で、このような観点から本道に於ける今後の地域活性化対策の推進策として、苦東工業基地の建設促進等のほか、テクノポリス函館建設に向けての諸対策の充実に一層の力添えを要請、さらに民間活力の促進上、企業の手かせ、足かせとなつてゐる現行制度の早急な見直しなどを要望しました。日商では北海道の不況は理解している。地域振興を図るため、今後とも協力して行く旨の発言がありました。

観光函館のイメージアップ

土産品試買検査会開催

「観光函館」のイメージアップはまず土産品からと、観光土産品の過大な包装や不当な表示をチェックする「観光土産品試買検査会」が六月三十日、本所で開催されました。

これは、〃みなみ北海道地区観光土産品公正取引協議会〃が毎年この時期に実施しているもので、



函館駅、五稜郭公園、湯川温泉、函館空港、函館山などの周辺土産品店から食料品四十点が無作為に買い集められ、この日検査の対象となりました。

公正取引委員会、観光協会などの代表ら八人の審査委員による厳正な審査の結果、製造年月日等表示事項に不備があるもの数点が指

摘され、同協議会より改善のための指導がなされました。

最近では「観光土産品に関する公正競争規約」の周知に伴ない、違反商品も減少してきていますが、観光客に少しでも良い〃思い出〃を持ち帰ってもらうためにも、業界の尚一層の努力が望まれます。

また当日は、第二十七回全国推奨観光土産品審査入賞の優秀な土産品を全国各地から取り寄せての「土産品研究会」が併せて開催されましたが、出席者全員が熱心に観察、活発な意見交換がなされ、盛會裡に終了しました。

「函館 大沼」地区（一市二町）

国際観光モデル地区に指定

運輸省が進めている「国際観光モデル地区」に「函館・大沼地区」（函館市、七飯町、森町の一市二町）が去る六月三十日指定を受けました。

『国際観光モデル地区』は、魅力的な観光資源がありながら外国人観光客の訪問が比較的少ない地区を中心に、受け入れ態勢の整備

や環境づくりを進め、国際観光の振興を図ることをねらいとするもので、昨年三月の第一次指定で十五ヶ所、今回の第二次指定で十八ヶ所の計三十三地区が指定を受けています。

モデル地区の指定を受けると、国の直接的な支援として政府資金（日本開発銀行、北海道東北開発

公庫、中小企業金融公庫）による

宿泊施設等に対する融資制度の優先的利用や、国際観光振興会（政府全額出資の特殊法人）からのソ

フト面の支援として(1)海外での観光宣伝活動 (2)国際観光関係国際

会議その他コンベンションの誘致と開催への協力 (3)ホームビジッ

ト・善意通訳等の普及拡充への協力 (4)国際観光地整備調査・外客

受け入れに関する講習会等の実施 (5)ミニガイド観光情報資料の作成

などを受けることができます。市ではこの指定を契機に「i 案内所」を函館駅前観光案内所内に

設置し、成田、東京、京都と旅客ツアーの情報を交換、また英語案内員を配置するほか、主要観光施設の英文併記案内板やパンフレッ

トの充実、洋式トイレの設置などの整備に取り組んでいきます。

当市を訪れる外国人客は現在年間一万人程度ですが、今回のモデル地区指定と来年の青函博は函館

の国際化への飛躍を期待させるものであり、近く推進協議会を発足、

年内にも整備実施計画をまとめることになっていきます。

函館駅前地区商店街診断

勧告書まとめまる

函館駅前地区商店街の現状における特質と問題点を総合的に調査把握し、将来方向を提言することを目的に、北海道(担当機関 商工指導センター)に函館市並びに本所が協力しすすめてきた函館駅前地区商店街診断がまとまり、去る七月九日、本所会議室に於いて報告会が行われました。

以下、今後同地区が取り組むべき諸方策についての勧告要旨を紹介いたします。

◎中心商店街としての再認識

近年、人口の東部への移動、五稜郭、美原地区への商業核の分化等により駅前地区販売効率の低下はあるものの、当市の中枢管理機能、各種輸送機関等の集積、西部観光地区との隣接など広く市内外へ向けての表玄関であることに変わりはない。函館の顔である地域としての自信と責務をもつて、商業環境整備に積極的に取り組むべきである。

◎青函経済圏形成への対応

青函トンネル完成による津軽海峡線の開業は青函両市を約二時間で結ぶことになり、今迄海峽を挟んで疎遠になっていた経済交流、人的交流が飛躍的に高まることは予測に難くない。駅前地区商店街としては近代化、活性化に着手する絶好の機会として青森市商店街との相互交流を深めることは勿論中心商店街として道内外からの外来客受け入れのため陸、海、空の交通結節点としての地域特性を生かした交通ターミナルの設置について取り組みを急ぐべきである。

◎消費者の快適性とコミュニケーションを提供する場としての整備促進

現都心商店街の欠点は線状型構成を脱し切っていないことにある。消費者の快適性とコミュニケーション提供の場として面状型への脱皮が不可欠である。その対応策として例えば、音羽通り、柳小路は

若者対象のブティック、軽飲食等個性を強調した回遊型の店舗ゾーンにするなど各横通り毎の特徴を強調し活性化を図るべきである。加えて複合ビル内に多くの文化施設を設置を促進、市民参加の場の提供、又、表玄関としての機能をより一層充実するうえで、函館らしいイメージの駅舎改築と駅舎から商店街への顧客誘導策の検討、グリーンプラザの有効利用への見直しなど、関係機関の協力も得られるよう商店街の一致協力体制の確立が必要である。

◎朝市商店街の在り方

朝市の持つ持っている集客力を持続し今後増大する外来客に対応するべく隣接の連絡船棧橋用地の一部埋立用地等に駐車場の確保を早急にすすめること、建物の老朽部分は活気、賑わい、雑然性等朝市の個性を失うことなくバラエティに富んだ商業空間に改革し、買う、食べるの外、楽しむ機能の高度化を図るべきである。

◎西部地区との連携強化

駅前地区は陸、海、空の交通ターミナルとしての機能が益々高ま

る地域特性と、特に観光資源の豊富な西部地区への誘導起点としての存在価値を高く認識し、商店街が重要な観光情報提供の場でもある事を考え、外来客への案内、誘導施設の設置にも充分なる配慮を要する。

◎共同意識の高揚と経営者の取り組み

現在は買回品中心の都心商店街と食料品、土産品中心の朝市商店街と性格が異なるため統一行動はとられておらず全く二分されている。然し、駅前地区として共通の社会的基盤と多くの発展要素を抱えていることから商店街の組織体制を今一度見直し、両商店街の一致団結した事業推進母体を結成し具体的施策を検討することが望まれる。その対応と実現には優れたリーダー、人材の確保が不可欠であり、もはや誰れかがやってくれるだろう。式の他人依存型経営は通用しない。いまこそアクションを起こす時であり、時期を失したら回復はあり得ない。経営者の発奮を大いに期待する。

事務局日誌

6月



- *常議員会
 - 23日 第5回常議員会
- *総会
 - 23日 第4回通常議員総会、並びに講演会
- *部会
 - 20日 観光サービス部会正副部会長会議
- *委員会
 - 3日 青函博特別委員会、同特別負担金委員会合同委員会
 - 10日 総務委員会
 - 17日 青函博特別負担金委員会
 - 18日 青函博特別負担金委員会
- *正副会頭会議
 - 13日 第35回正副会頭会議
 - 23日 第36回正副会頭会議
- *会議(日商)
 - 17日 日本商工会議所正副会頭と北海道ブロック商工会議所会頭との懇談会
 - 18日 第353回常議員会
- *会議(道商連)
 - 17日 正副会頭会議
 - 〃 第95回常議員会
 - 〃 第103回通常会員総会
- *ブロック会議
 - 11日 道南商工会議所連絡協議会
- *審査会
 - 2日 小企業等経営改善資金の審査会
 - 17日 〃 〃
- *諸会議
 - 1日 (株)函館情報技術開発センター取締役会
第1回定時株主総会
 - 〃 (社)函館地方法人会婦人会設立総会
 - 2日 ⑤審査委員と国民金融公庫幹部との懇談会
所報「ともえ」No.76(6月号)編集会議
 - 3日 (社)函館観光協会設立発起人会
 - 〃 函館市高齢化問題研究会
 - 4日 渡島・松山地域雇用開発会議
 - 〃 函館市交通事業経営審議会
 - 〃 北海道テクノポリス建設促進協議会総会
 - 5日 成功させよう青函博の会イベント部会
 - 6日 婦人会例会(植樹)
 - 8日 「世界・食の祭典」推進協議会打合せ会議
 - 10日 プレ青函博イベント実行委員会
 - 12日 青函博実行委員会交通部会
 - 〃 函館市交通事業経営審議会
 - 〃 新幹線現函館駅乗入れ促進期成会幹事会
 - 15日 鉄道貨物協会函館支部幹事会、通常総会
 - 〃 青函トンネル資材協会役員会
 - 16日 渡島管内市町村観光関連業者と旅行代理店との懇談会
 - 18日 函館社会福祉協議会
「函館市ボランティア推進協議会」
 - 〃 第1回雇用問題懇談会
 - 〃 プレ青函博企画委員会
 - 19日 開港129年記念函館港まつり協賛会
理事会、定時総会
 - 〃 経営者協会金曜会
 - 20日 函館市大型店対策協議会
 - 22日 青函博実行委員会交通部会
 - 〃 青函連絡船の存続を推進する協議会
役員・専門委員等合同懇談会

- 22日 函館地域工業技術高度化促進協議会
設立発起人会
- 〃 函館市交通事業経営審議会
- 〃 開港129年記念函館港まつり募金委員会
- 〃 婦人会役員会
- 23日 函館小規模企業振興協議会
昭和62年度通常総会
- 24日 市民生協末広西店出店に関する協議会
- 〃 函館地区税務指導協議会
- 25日 新幹線現函館駅乗入れ促進期成会常任幹事と
三塚元運輸大臣との懇談会
- 〃 特定地域中小企業対策臨時措置法説明会
- 27日 新幹線現函館駅乗入れ促進期成会定時総会
- 29日 北海道開発幹線自動車道建設促進期成会
昭和62年度総会
- 〃 北海道納税推進運動渡島地方支部委員会
- *講習・催物
 - 4-9日 銘石展
 - 5日 記帳講習会
 - 10日 〃
 - 〃 経営相談
 - 12日 法律相談
 - 16日 浅草専門店会、第13回大浅草まつり
 - 17日 発明相談
 - 18日 記帳講習会
 - 19日 経営安定特別セミナー「勝ち残る企業経営の条件」
 - 23日 労働相談
 - 24日 経営相談
 - 〃 記帳講習会
 - 〃 北東公庫移動相談室
 - 25日 商業者実践講座「戦間的な販売促進術」
 - 29日 白色申告者説明会
- *検定試験
 - 14日 簿記検定試験
 - 28日 珠算能力検定試験
- *刊行物
 - 20日 所報「ともえ」No.76(6月号)発行
- *相談・診断
 - 金融 180 税務 80 経理 56 経営 203
 - 労働 9 取引 0 その他 12 計 540
- *貸室
 - 本館 42 別館 5
- *文書
 - 受信 270 発信 19
- *慶弔・その他
 - 7日 綿貫開発庁長官歓迎夕食会
 - 8日 本所 昭和61年度会計監査
 - 9日 函館圏企業誘致推進協議会「企業訪問」
 - 〃 日本共産党地域問題調査団との懇談
 - 10日 N T T函館電話局、管理者講習会
 - 11日 函館圏企業誘致推進協議会
"バイオツアー-ほっかいどう"視察会歓迎レセプション
 - 12日 中小企業庁、大塚和彦計画課長を囲む懇談会
 - 15日 野又学園函館大学体育館・武道館・学生会館
落成祝賀会
 - 〃 箱館五稜郭祭募金委員会反省会
 - 〃 青函博前売券販売に係る道経連との打合せ
並びに道商連、中小企業団体中央会訪問
 - 16日 本所正副会頭・専務、道庁・道経連表敬訪問
 - 22日 万代町商興会研修会
 - 23日 函館警察官友の会道警優良者表彰式
 - 24日 青函博特別負担金委員会による募金活動
 - 26日 〃 〃
 - 30日 昭和62年度観光土産品試買検査会
 - 〃 第32回函館優良土産品推奨会入賞商品表彰式
並びに全国推奨観光土産品審査会入賞商品研修会

荷動きは鈍く、製品価格も軟化気味ながら、このところの行楽・レジャー需要の盛り上がり眺めて、夏場需要期に向けての備蓄生産に積極的。

(乳加工品)

練乳の荷動きは、需給引き緩みから依然鈍いものの、粉乳の出荷は菓子、清涼飲料水向けを中心に順調に推移しており、市乳の売れ行きも上向いているため、生産は幾分持ち直し。

(漁 網)

ホタテ等養殖用資材やスケトウ漁用等底引網の荷動きはまずまずながら、北洋漁業の規制強化や漁業資源の先行きを懸念して流し網、旋網の需要が細まっているため、生産・出荷とも低迷。このため、漁網以外の商材開発に懸命。

(その他の製造業)

合板(薄物)では、住宅、家具、家電向け出荷が引き続き好調なほか、市況も強含みで推移しているため、目一杯のフル生産を続行。セメントの荷動きは、国の予算執行の遅れから本州方面の公共土木向けがやや鈍いものの、管内向けは大型ダム工事や民間建築の盛行に支えられて引き続き好調。

(建設関連)

管内主要官公庁の公共事業発注は、一部官公庁で幾分遅れがみられるものの、全体では政府の前倒し発注姿勢を映じて比較的順調(5月中発注額前年比+10.6%)。また民間建築もホテル、病院の新・増改築の盛行や、民間住宅建設の増勢から引き続き活発(5月中の市内建築物着工床面積前年比+35.9%)。

(農 業)

農作物の生育状況は、主力水稲、馬鈴薯が「やや良」となっているほか、大豆・小豆等も平年並みで、総じて順調に推移。

(漁 業)

近海マス漁は、水揚げ数量、金額ともに前年を上回るなど好調のうちに終漁したほか、6月解禁の近海マイカ漁も、不漁の昨年とは様変わりの大漁となっている。一方

噴火湾毛ガニ漁は、6月中旬以降1カ月間の限定操業ながら、目下のところ水揚げは低調な模様。

(小売商況)

5月中の市内大型小売店(10か店)の売り上げは、夏物衣料品、身回り品が好売れ行きをみせたものの、一部百貨店の催事手控え等が響き、月中では前年並み(前年比0.0%)となった。6月入り後も夏物衣料品を中心に比較的順調な動きを示している模様。家電販売は大型カラーテレビ、VTR、電子レンジ等を中心に引き続き好調。自動車販売は一部車種のモデルチェンジに伴う買い控えの動きもあって前年実績を幾分下回った(5月中管内自動車新車販売台数前年比△5.0%)。観光・レジャー面では、市内ホテル、レジャー施設、連絡船等が修学旅行生等を中心とする道内外客で賑っているほか、夏季の宿泊施設の予約状況も順調に推移している模様。

3. 金融事情(5月中)

○管内金融機関の実質預金は、月末休日に伴う高止まりや厚生年金の流入を主因に、月中133億円の大増加(前年68億円増)。一方、貸出は、建設の事業資金、水産加工・小売の仕入資金等の増加がみられたものの、総体的には資金需要は引き続き鎮静しており、地方公共団体向け貸出の回収進捗から月中18億円の減少(前年75億円減)。

この間、管内銀行の貸出約定平均金利は長期プライムレート引き下げに伴う利下げ交渉の進展等から、月中△0.061%と引き続き低下(前月△0.058%)。

○銀行券は、前月末増発の月末決済資金や連休行楽資金等が月央にかけ順調な還流をみたため、月中53億円の還収超(前年同75億円)。

○財政収支は、運用部・簡保の長期貸付実行や公共事業関係費の支払い等が高んだため、月中109億円の大増収超(前年同125億円)。

以上

5月

昭和62年6月26日



—— 日本銀行函館支店 ——

1. 概況

○最近の管内経済動向をみると、企業の生産活動は一部に持ち直しの先が見られるものの、総じてみればなお一進一退の状況。ただ、公共投資、民間建築が堅調なほか、家電販売等小売商況も底固く、観光・レジャーも好調裡に推移しており、また頃来の円高メリット等から企業収益が若干の好転を示すなど、管内景況は徐々に上向きつつある。

○すなわち、企業の生産活動をみると、公共・住宅投資の堅調を背景に、合板、合板機械、セメント・生コン等が高操業を続けているほか、電子部品、製缶機械、乳加工品等の生産もここへきて受注回復等から低水準ながら幾分持ち直している。一方、実需低迷の漁網、化学肥料、段ボール等多くの先がなお低操業を余儀なくされている。この間、建設業は、公共工事の発注増やホテル、病院等民間建築の堅調を映じて好調に推移しているほか、個人消費面でも、大型小売店、家電ディーラーの売り上げが底固い動きを示しており、観光・レジャーも好調裡に推移。

一次産業面では、近海マイカ漁が豊漁にあるうえ、水稻、馬鈴薯等農作物の生育も順調。

こうした状況下、管内企業短期経済観測調査（5月調査）によると企業収益が製造業、非製造業とも原燃料価格低下、金利負担の軽減等から増益基調を辿っている。これを映じて、企業の業況判断は製造業が小

幅改善をみたほか、非製造業も好感感を増しており、先行きについても非製造業が好感感を維持し、製造業は若干の改善を予測。

○金融面では、建設、小売等の一部に前向き需資がみられるものの、総じてみれば鎮静持続。管内銀行の貸出約定平均金利も引き続き低下。

2. 主要業種別動向
(造船)

修繕船部門は官・民間船の受注で手一杯の状況が続いているほか、陸機部門も官公需関連の橋梁等を中心に引き合いが増加傾向。また、昨年6月以来途絶えていた新造船受注は久方振りに1隻を成約。

(電子部品)

通産省の減産指導の下、引き続き生産を抑制しているものの、このところ国内・外の需給がやや引き締り気味であることなどから、生産品目を転換しながら減産を幾分緩和。

(機械)

合板機械では、汎用高級機種等に対する内外合板メーカーからの引き合いが引き続き旺盛で、受注残も高水準。このため、目一杯のフル操業を持続。また製缶機械でも、ここへきて新規受注が相次いだため、時間外勤務を再開して操業度を引き上げ。

(化学)

飼料・魚油では、主力飼料の荷動きが製品市況の持ち直し等を映じて幾分上向きに転じたほか、健康食品EPAの引き合いも引き続き好調なため、生産は漸増。化学肥料では、出遅れていた春耕用需要が農作業の進捗から幾分持ち直したものをなお盛り上がり欠けるため、生産は引き続き抑制。

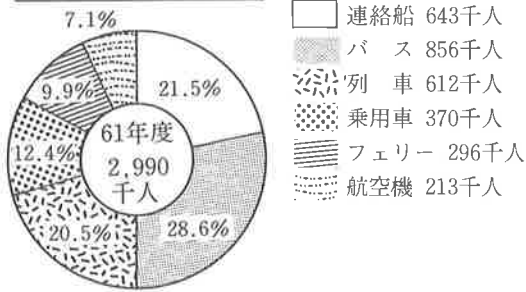
(段ボール)

青果物・加工食品向け出荷は、春野菜の出荷最盛期入りや水産加工品の底固い動きを映じて順調なものの、主力北洋船団向けが減船の影響等から不振であったため、生産は引き続き抑制。

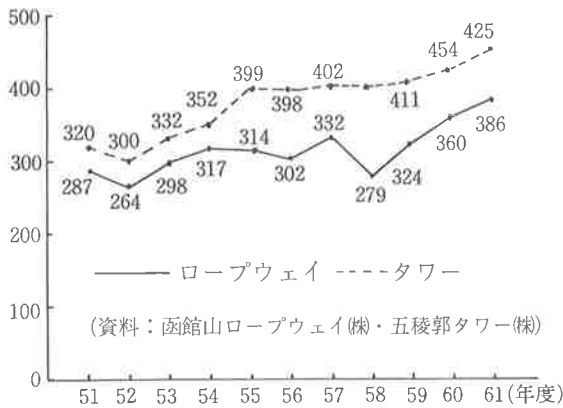
(水産加工)

本州方面の梅雨入り等需要端境期を迎え

交通機関別利用率



函館山ロープウェイ・五稜郭タワー利用客数



函館市観光客入込数

(単位：千人、%)

	観光客入込数			前年度 対比	宿泊・日帰り別	
	道外	道内	計		宿泊	日帰り
昭和55年度	1,392	1,276	2,668	106.3	1,456	1,212
昭和56年度	1,287	1,234	2,521	94.5	1,372	1,149
昭和57年度	1,274	1,257	2,531	100.4	1,380	1,151
昭和58年度	1,206	1,249	2,455	97.0	1,332	1,123
昭和59年度	1,179	1,418	2,597	105.8	1,410	1,187
昭和60年度	1,594	1,135	2,729	105.1	1,487	1,242
昭和61年度	1,759	1,231	2,990	109.6	1,628	1,362
61年 4月	61	67	128	96.6	47	81
5月	272	211	483	107.4	290	193
6月	275	166	441	110.2	265	176
7月	262	170	432	108.9	259	173
8月	363	218	581	109.1	349	232
9月	182	166	348	108.7	171	177
10月	130	93	223	109.3	100	123
11月	62	39	101	111.2	37	64
12月	30	20	50	124.2	19	31
62年 1月	34	20	54	146.5	22	32
2月	39	22	61	125.7	27	34
3月	50	38	88	115.7	42	46

統計資料

第一種函館市内大規模小売店舗売上高 (10店) 昭和62年 5月

品名	売上高(千円)	対前月比(%)	対前年同月比(%)
衣料品	2,796,327	97.9	103.4
身回品	503,347	105.7	103.0
雑貨	612,973	86.5	85.9
家庭用品	602,272	76.7	92.4
食料品	1,579,787	100.0	96.5
食堂・喫茶	175,381	100.6	98.4
サニタリー	63,090	97.5	89.2
その他	401,652	81.7	136.0
総計	6,734,829	94.4	99.9

※10店とは棒二森屋、丸井今井、さいか、和光、ハイショップホリタ、テーオー小笠原、長崎屋、イトーヨーカ堂、函館西武、ホリタショッピングプラザ湯の川店の各店をいう。

経済の窓

昭和61年度

観光客
入込数

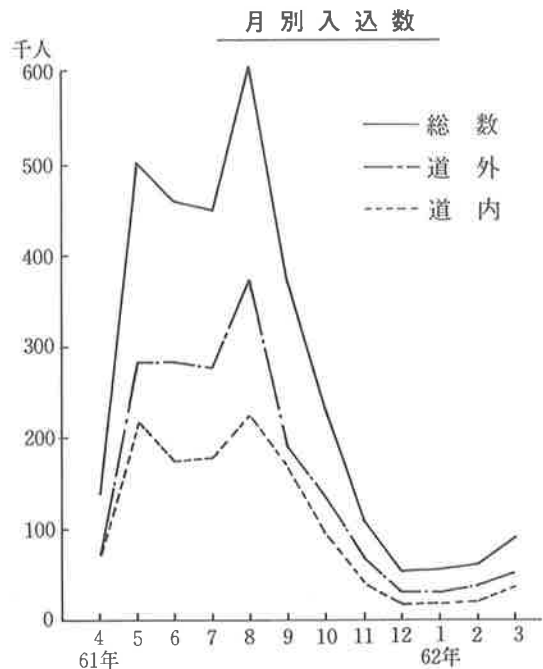
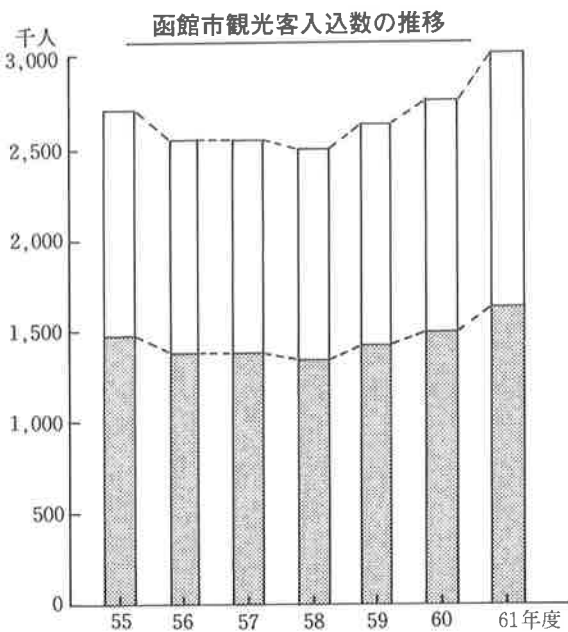
函館市では例年当市を訪れる観光客の入込み状況について調査・推計しておりますが、昭和61年度の概要についてお知らせいたします。

観光客入込数の概要

昭和61年度の来函観光客数は、299万人で、前年度(272万9千人)に対して26万1千人、9.6

%増加しています。また、テレビドラマ「北の家族」ブームでわいた昭和48年度の記録、298万1千人を13年ぶりに更新する史上最高となりました。増加の要因としては、①観光客誘致対策の強化、観光資源整備の充実、各種宣伝効果の浸透 ②北海道21世紀博覧会、86さっぽろ花と緑の博覧会開催の影響 ③函館および近郊の冬期間における各種イベントの開催と、札幌雪まつり、スキーツアー客との連動の効果などが考えられます。

入込数を月別にみると、8月が58万1千人で全体の19.4%を占め、次いで5月の48万3千人(同16.2%)、6月の44万1千人(同14.7%)、7月の43万2千人(14.4%)と夏場に集中しています。また利用交通機関別では、バス利用が最も多く、次いで連絡船、列車の順ですが、連絡船、列車の利用は年々減少してきています。



クルマ社会の防衛策

賠償責任から

労災責任まで



●著者/弁護士 福嶋弘榮



第六章（6月よりつづき）
ところで、損害は次のように大きな項目に類型化することができます。その被害者の損害をこの項目ごとに計算していけば、ほぼ正確な額が出るでしょう。

- 一、傷害による損害
 - ① 財産的損害
 - 治療費
 - 休業損害

二、後遺障害による損害

事故によって傷害を受けた場合後遺障害が残ることがある。



- ② 精神的損害
 - 入院雑費、付添費、通院交通費等
 - 入通院に関する慰謝料

① 財産的損害

後遺障害による逸失利益
後遺障害が残れば、事故前と同じように働けませんが、それによって失われる収入が損害となるわけです。

② 精神的損害

後遺障害慰謝料
後遺障害が残ったことについての慰謝料です。

三、死亡による損害

① 財産的損害

死亡による逸失利益
死亡した人が生存していれば取得できたであろう収入です。

② 精神的損害

慰謝料
なお、死亡までに治療を受けておれば、一の損害も積算します。

個々の損害項目の計算方法については、スペースの関係で詳述することができませんので、日本弁護士連合会の交通事故損害賠償算定基準などを参照して下さい。

第七章 従業員が会社の車を私用

に使用して人身事故を起したら

従業員が会社の車を業務のために運転していて人身事故を起こした場合、会社が自賠法三条の運行供用者としての責任を問われ被害者に損害賠償しなければならぬことはすでに述べたところです。この場合、従業員は会社のために自動車運転していたのですから、社会通念からしても会社が賠償責任を負うことはやむを得ないといえるのではないのでしょうか。

トータルエネルギーシステムとしての都市ガス

●ガスエンジン●ビル冷暖房●産業用エネルギー

無公害・快適環境を創造します



ガスは暮らしのエネルギー

北海道ガス株式会社

函館支社

函館市万代町8番1号 ☎(0138)41-3175

しかし、従業員が私用のために無断で会社の車を持ち出して人身事故を起こしたときも、会社が責任を負わなければならないことがあるのです。会社が承諾の上であれば、友人に貸した場合と同じですから、賠償責任を負うのは当然でしょう。これが、会社の承諾を得ずに無断で持ち出したときでさえも責任を負うことがあるのですから、一般の人からみれば納得できないうところがあると思います。かつて、従業員が私用のため会社の車を持ち出し、駅まで運転しその帰りに事故を起こしたという事件がありました。

その従業員の会社は、被害者から損害賠償を支払えと訴えられたのです。

会社は、運行供用者とは事故の原因となった運転が自己のためになされている者であって、この事故も会社の業務とは全く無関係な従業員の私用のための運転中のことであるから、会社が運行供用者として損害賠償責任を負うことはないと主張しました。

しかし、最高裁判所はこの主張を認めず、会社に賠償を命じました。

たとえ私用運転だとしても、外形的には従業員が会社のために運転しているのか、私用のために運転しているのかわかりません。むしろ、その会社の従業員が会社の車を運転しているのですから、他

人からみれば、会社の業務のために運転しているのとみるのが普通でしょう。

同じ会社の自動車事故を起こしながら、一方は会社の業務中であるから会社も賠償責任を負うとされ、他方は私用のためであるから会社は賠償責任を負わないとなるのであれば納得できないというところもある程度理解できます。

最高裁判所は自動車の所有者とその車の運転者との間に雇傭関係等の密接な関係があり、かつ日常の自動車保管および管理状況からして、客観的、外形的には自動車の所有者のためにする運行と認められるときは、その自動車の所有者は運行供用者

資料

自賠責保険金額		自賠責保険の仮違金 <small>(被害者が当該の費用もないときは仮違金の請求をするとよい。審査もすみやかである)</small>	
事項	実施年月日 60.4.15	事項	実施年月日 60.4.15
死亡	2,500万円	1. 死亡	200万円
死亡に至るまでの傷害	120	2. 次の障害を受けたもの イ 脊柱の骨折で脊髄を損傷したと認められる症状を有する者 ロ 上腕又は前腕の骨折で合併症を有するもの ハ 大脳又は下脳の骨折 ニ 内臓の破裂で複雑炎を併発した ホ 14日以上病院に入院することを要する傷害で、医師の治療を要する期間が30日以上のもの	40万円
傷害	120	3. 次の傷害 (前号イからホまでに掲げる傷害を除く。)を受けた者 イ 脊柱の骨折 ロ 上腕又は前腕の骨折 ハ 内臓の破裂 ニ 病院に入院することを要する傷害で、医師の治療を要する期間が30日以上のもの ホ 14日以上病院に入院することを要する傷害	20万円
後遺障害等級別	万円	4. 11日以上医師の治療を要する傷害 (第2号イからホまで及び前号イからホまでに掲げる傷害を除く)を受けた者	5万円
1	2,500		
2	2,186		
3	1,898		
4	1,637		
5	1,383		
6	1,154		
7	949		
8	750		
9	572		
10	434		
11	316		
12	217		
13	137		
14	75		

〔注意〕自賠責保険の保険金額は変更されることがあります。



として損害賠償責任を負うと述べ、この事故の場合もそのような状況が認められるとして会社の責任を認めたのです。

この判例からすれば、必ずしも従業員だからといって、その無断私用運転中の事故すべてについて会社が責任を負わされるとはかぎらないのですが、その危険性はかなり高いといえるでしょう。

したがって経営者としては、会社の自動車の管理をしっかりとするとともに、もしそのような事故がおきても大丈夫なように十分な任意保険に加入しておくべきです。

OA・財務指導をトータルリングする
ミロク帳票システム函館地区代理店

株式会社 システム 経 理

〒040 函館市新川町9番12号 電話23-4863番

「組合」より「デベロッパ」を

ユニークなV S O P 論

店舗共同化の問題点と成功の条件



SD企画研究所

代表 本 田

豊

共同店舗の大半が 成功しない4つの理由

昭和四十五年当時、全国の百貨店・スーパーの店舗数は一、三二五店であり、高度化資金による共同店舗数は約五五〇店であった。

この頃から大型店の影響が懸念され、やがて「大店法」が行われるに至ったが、現在は大型店舗約六、五〇〇店に対し共同店舗は高度化資金以外のものを含めても一、〇〇〇店に満たない。

結論をいえば、店舗共同化の問題は一般的に高度化資金を前提に考えるが、これらの共同店舗が本当に成功したといえる例は少ない。

その理由は、
①「協同組合法」は戦後の中小企業を育成するため施行されたが、共同店舗に関する限り最近の都市間競争・大型店対策・

消費者志向等、時代の大きな変化に対応しきれなくなった。

②高度化は計画診断と資金融資がセットされており、行政サイドと商店主サイドの考え方に差を生じることがある。これは事前に十分な調整が行われることが望ましい。

③特定高度化資金は無利息を売りものにしてはいるが、除外される項目があり、実際は総額の五〇%以下の融資である。また計画診断（勧告）に最低二年以上かかるため計画のタイミングを逃すことがある。計画面でもカルチャー・レジャー・グルメ施設等に制限があるため、消費者のニーズを十分とりいれた「店づくり」がしにくい面がある。

④それに共同店舗といえども「大店法」の適用を受け地元が同意しなければ、商店主の自助努力すら否定されるおそれがある。「大店法」の目的が大企業の活動を抑制し、地元保護を唱えているだけに、これは矛盾といわざるをえない。

現在、通産省は「出店抑制地域」を指定しているが、このため都市部の商業集積がますます強くなり、周辺の町村商店街はおろか都市商店街でも深刻な影響を受けている。

生き残るためには 時代にマッチした店づくりを

そもそも小売業は、法律で規制すべきものでないと思うが、行政が関与するのであれば、そろそろ大型店の無秩序な郊外進出を禁止し、そのかわり既存商店街への出店を認め、共同店舗に対する「大店法」の適用を免除し、核店舗を誘致する場合は面積比率や駐車場の設置を義務づける時期がきたと思う。

今や日本の経済は貿易摩擦・市場開放・円高不況・内需拡大等の困難な問題を抱え、小売業も無縁ではありえない。今や「消費は美德：」の時代を迎え、それにふさわしい「店づくり」をしなければ生き残ることはできない。

これからの共同店舗は 発想の転換が必要！

この点、共同店舗も従来のパターンから脱皮し、抱えている問題点を抜本的に改革する決意がなければ、今後共同店舗の成功はありえないと思う。具体的にいえば、ここまで大型店が浸透した現在、これからの共同店舗は発想の転換が必要である。

①不動産（土地・建物）は権利調整や採算面で非常に難しい問題であるが、再開発の権利変換方式や信託制度を研究して固定投資や運用管理を合理化する。

②組合方式でなく、権利者や出店者をして関連企業や金融機関等の出資も求めてデベロッパー（開発会社）を設立する。ただし、会社方式を採用しても組合同様の出資構成・協議運営ではまったく意味がない。

③店舗計画は大型店やSC化を意識するより、大きく最寄り

店舗が買回り店舗に大別し、専門店の集団化・協業化・複合化を目指すべきである。したがって、最初に出店者を募集することより、立地条件や地域特性を研究し、客層・営業種目・営業時間等の営業方針に合致する出店者を選考するべきである。

④核店舗を誘致する場合、経営のノウハウや資金的な援助を期待する例が少なくないが、大企業のノウハウは商店経営に通用しないし、資金的な援助は核店舗を有利にする結果となる。

⑤計画は大きく建築・店舗・営業・資金・運営面に分かれるが、それぞれの関連を常に調整し統括する実務的な能力が必要とされている。この点はコンサルタントを依頼するのが通例であるが、権威者である石田紳男先生がユニークなV・S・O・P論を述べておられる。

V（バリュー） 計画の目的に価値があるかどうか。S（スペシャリティ） 地域の特性に合致するものかどうか。O（オリジナル） 独創的な計画であるかどうか。P（パーソナリティ） 専門家を含め関係者の人柄や計画の動機はどうか。真に含蓄の深いご意見である。

【本田 豊（ほんだゆたか）氏の略歴】

大正十一年生まれ、早稲田大学中退、主に共同店舗・再開発ビル・大型店等の建設実務経験二十年、現在SD企画研究所代表、商業施設コンサルタント。